

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和2年5月7日～令和2年6月5日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
1	JIS	制定		マグネシウム合金の溶加棒及び溶接ワイヤ	Magnesium alloy welding rods and wires	この規格は、マグネシウム合金の主にティグ溶接、ミグ溶接、プラズマ溶接及びレーザー溶接の溶融溶接に使用するマグネシウム合金の溶加棒(以下、棒という。)及び溶接ワイヤ(以下、ワイヤという。)について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 種類及び種類の記号 5 品質 6 寸法及びその許容差		ISO 19288:2016 Welding consumables — Solid wire electrodes, solid wires and rods for fusion welding of magnesium and magnesium alloys —Classification	一般社団法人日本マグネシウム協会 一般財団法人日本規格協会
2	JIS	制定		量及び単位—第2部:数学記号	Quantities and units—Part 2: Mathematics	この規格は、数学記号を指定し、それらの意味を説明し、数式と応用を示す。 この規格は、主に自然科学及び技術での使用を意図しているが、数学を用いる他の分野にも適用する。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 変数、関数及び演算子 5 数理論理学 6 集合 7 標準的な数の集合及び区間 8 その他の記号 9 初等幾何学 10 演算 11 組合せ 12 関数 13 指数関数及び対数関数 14 円関数及び双曲線関数 15 複素数 16 行列 17 座標系 18 スカラー、ベクトル及びテンソル 19 変換 20 特殊関数	JIS Z 8201:1981	ISO 80000-2: 2019 Quantities and units—Part 2: Mathematics	一般社団法人日本計量振興協会 一般財団法人日本規格協会
3	JIS	制定		公差解析用語	Terms relating to tolerance analysis	この規格は、主として一般機械、工作機械、精密機械、電気機械などの工業分野で用いる部品及び/又は製品の公差設計における公差解析、公差配分、公差の累積、公差再配分、公差解析図、公差解析表及び公差の管理に関わる一般的な用語の定義について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義		なし	公益社団法人日本設計工学会 一般財団法人日本規格協会
4	JIS	制定		無人航空機システム設計管理基準	Unmanned Aircraft System Design Management Requirements	この規格は、航空法に定める無人航空機を含む産業用無人航空機システムについて本質的安全設計、保護方策及び使用上の情報に対する要求事項について規定する。 この規格では、「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」が定める「空の産業革命ロードマップ」に記載されている次の飛行を想定する。 レベル1 目視内での操縦飛行 レベル2 目視内飛行(1操縦 2自動・自律) レベル3 無人地帯での目視外飛行(補助者の配置なし) ただし、有人航空機に対する衝突回避については、運用上の適切な処置(有人航空機の運用者との事前調整等)を講ずるという前提で、この規格では対象外とする。 この規格は、無人航空機システムに関して、上記の運用において付随する人又は物件に対する被害を発生させる危険源について規定し、それら危険源に伴うリスクを排除したり又は許容レベルまで低減したりするための要求事項を規定する。 この規格は、マルチロータ無人航空機、回転翼無人航空機、固定翼無人航空機の無人航空機システムを想定しており、それ以外の形式の無人航空機システムについては、危険源の特定について適切に見直す必要がある。 この規格は、この規格の制定以前に製造された無人航空機システムには適用しない。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 リスクアセスメント 5 安全要求事項及び保護方策 6 安全関連制御システムに対する要求事項 7 検証及び妥当性確認 8 使用上の情報			一般社団法人日本産業用無人航空機工業会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和2年5月7日～令和2年6月5日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
5	JIS	制定		土工機械及び建設用機械—内部電源形機械の電磁両立性(EMC)—第1部: 典型的な電磁環境条件下でのEMC—般要求事項	Earth-moving and building construction machinery — Electromagnetic compatibility(EMC) of machines with internal electrical power supply — Part 1: General EMC requirements under typical electromagnetic environmental conditions	この規格は、JIS A 8308に規定する土工機械、及びISO/TR 12603:2010に規定されている以下の建設用機械の、電磁両立性(EMC)を評価する試験方法及び許容限度について規定する。(以下、土工機械及び建設用機械を総称して機械と呼ぶ。) — せん孔機械及び基礎工用機械 — コンクリート、モルタル及び補強材の調査、運搬及び締固めに使用される機械 — 道路建設・維持用の機械及び機器 これは、典型的な電磁環境条件下でのEMC要求事項全般を扱う。(ISO 13766-2は特にEMCの機能安全関連する要求事項について取り扱う。) 電気・電子サブアセンブリ(ESA)及び機械に取り付けられるように意図された別個のESAも扱われる。 以下の電磁障害現象を評価する。 — 広帯域電磁障害及び狭帯域電磁障害 — 電磁界イミュニティ — 静電気放電 — 過渡電気伝導 対象機械は、内部電源システムとして、直流又は交流、あるいは両者の組合せを有することができる。 この規格は、外部電力網から給電されるように設計された機械にも、軍事使用によって発生する現象にも適用しない。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 要求事項 5 例外 6 試験報告書 附属書A(規定)基準限度値の図 附属書B(規定)機械から放射される広帯域電磁エミッションの測定方法 附属書C(規定)機械から放射される狭帯域電磁エミッションの測定方法 附属書D(規定)ESAから放射される広帯域電磁エミッションの測定方法 附属書E(規定)ESAから放射される狭帯域電磁エミッションの測定方法	A 8316	ISO 13766-1:2018, Earth-moving and building construction machinery — Electromagnetic compatibility (EMC) of machines with internal electrical power supply — Part 1: General EMC requirements under typical electromagnetic environmental conditions	一般社団法人日本建設機械施工協会 一般財団法人日本規格協会
6	JIS	制定		土工機械及び建設用機械—内部電源形機械の電磁両立性(EMC)—第2部: 機能安全のためのEMC追加要求事項	Earth-moving and building construction machinery — Electromagnetic compatibility(EMC) of machines with internal electrical power supply — Part 2: Additional EMC requirements for functional safety	この規格は、ISO 6165:2012(=JIS A 8308)に規定する土工機械、及びISO/TR 12603:2010に規定されている以下の建設用機械の、電磁両立性(EMC)を評価する試験方法及び許容基準について規定する。(以降、土工機械及び建設用機械を総称して機械と呼ぶ。) — せん孔機械及び基礎工用機械 — コンクリート、モルタル及び補強材の調査、運搬及び締固めに使用される機械 — 道路建設・維持用の機械及び装置 この規格は、機械や、その電気/電子サブアセンブリ(ESA)、別個のESAでの機能安全に関する電磁両立性(EMC)要求事項を扱う。 この規格は、ISO 13849-1:2015で定義されたパフォーマンスレベルb(PLb)以上の設計要求がある電気/電子機器を用いた機械制御システムの安全関連機能にのみ適用される。 PLbの制約を受ける機械に取り付けられるように意図された電気/電子構成部品や別個のESAもまた、この規格の適用を受ける。 以下の電磁障害現象について評価する — 様々な電界強度、周波数における外部放射源から放射電磁界 — 様々な電界強度、周波数における(アンテナの内外を含め)機械内部放射源からの放射電磁界 — 静電気放電 — 伝導および結合された電氣的過渡現象 機械は、直流又は交流、あるいは両者の組合せを内蔵電源としてもつことができる。 この規格は、外部商用電源から給電されるように設計された機械にも、軍事使用によって引き起こされる現象にも適用されない。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 通則 5 EMC現象 6 試験報告書	A 8316	ISO 13766-2:2018, Earth-moving and building construction machinery — Electromagnetic compatibility (EMC) of machines with internal electrical power supply — Part 2: Additional EMC requirements for functional safety	一般社団法人日本建設機械施工協会 一般財団法人日本規格協会
7	JIS	制定		工作機械—環境評価—第2部: 工作機械及びその構成要素に供給されるエネルギーの測定方法	Machine tools — Environmental evaluation of machine tools — Part 2: Methods for measuring energy supplied to machine tools and machine tool components	この規格は、特定の条件下で工作機械に供給されるエネルギーについて再現性のあるデータを得るための測定方法について規定する。さらに、JIS B 0955-1に記載されているとおり、構成要素へのエネルギー供給を一般化した工作機械の機能に割り当てるために、構成要素に供給されるエネルギーを定量化する方法についても規定する。 この規格は、工作機械に供給されるエネルギーの測定方法を提供することによって、JIS B 0955-1に基づく省エネルギー設計を支援している。 工作機械の機能に供給されるエネルギーを割り当てるためには、工作機械の構成要素レベルでの測定が必要である。この測定は、再現性があり、かつ、記録し文書化された条件以外の条件に依存してはならない。 測定結果は、特にエネルギー面における設計の改善を文書化すること、及び/又は所定の工作機械による所定の部品の製造に含まれるエネルギーの評価を可能にすることを意図している。いかなる比較も同一の条件を必要とし、仕様及び測定によって同様の結果が得られることを保証する。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 測定システム及び工作機械状態の説明 5 試験概要 6 測定のためのシステム定義 7 測定の準備及び手順 8 測定の不確かさ 9 結果の報告		ISO 14955-2 Machine tools — Environmental evaluation of machine tools — Part 2: Methods for measuring energy supplied to machine tools and machine tool components	一般社団法人日本工作機械工業協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和2年5月7日～令和2年6月5日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
8	JIS	制定		無線式列車制御システム－第4部 無線システムの性能要求決定手順	Train control system using radio communication－Part 4: Procedure to determine the performance requirements for radio systems applied to radio-based train control systems	この規格は、無線式列車制御システムに適用する無線システムのための性能要求事項を決定する手順について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語、定義及び略語 4 性能要求事項の決定手順の概要 5 使用電波に関する前提条件 6 鉄道運行に関する前提条件 7 無線パラメータ 8 システムの前提条件と無線パラメータとの関係について			一般社団法人日本鉄道電気技術協会 一般財団法人日本規格協会
9	JIS	制定		小形チャンバー法を用いた二酸化塩素発生源から発生する二酸化塩素ガスの発生量の測定方法	Determination of the amount of Chlorine Dioxide Gas Using a Small Chamber	この規格は、小形チャンバーを用いた二酸化塩素発生源から空気中へ放散する二酸化塩素ガスの発生量の測定方法について規定する。 この規格は、人が存在する屋内空間において使用する使い捨て型の、空間を除菌することなどを目的とする製品を対象とする。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 原理 5 器具及び装置 6 試験準備 7 測定方法 8 数値の丸め方 9 試験報告書			日本二酸化塩素工業会 一般財団法人日本規格協会
10	JIS	制定		スマートコミュニティインフラストラクチャー電力インフラ－火力発電インフラの質の評価方法並びに運用及び管理のための要求事項	Smartcommunity infrastructure－Electric power infrastructure－Measurement methods for the quality of thermal power infrastructure and requirements for plant operation and management	この規格は、営業運転期間における火力発電インフラの質の評価方法、並びに運用活動及び管理活動の要求事項について規定する。 この規格は、電力会社及び独立系発電事業者を含む電力事業者、並びに火力発電インフラの質を維持し、改善したいと考える関連するステークホルダーが使用することを意図している。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 営業運転期間における火力発電インフラの質の評価指標 5 火力発電インフラの運用及び管理		ISO 37160:2020, Smartcommunity infrastructure－Electric power infrastructure－Measurement methods for thermal power infrastructure and requirements for plant operation and management	一般財団法人日本規格協会
11	JIS	制定		スマートコミュニティインフラストラクチャー電力インフラ－火力発電インフラの質の定量評価並びに運用及び管理に関する成熟度評価	Smartcommunity infrastructure－Electric power infrastructure－Quantitative evaluation of the quality of thermal power infrastructure and maturity evaluation for plant operation and management	この規格は、スマートコミュニティインフラストラクチャー電力インフラ－火力発電インフラの質の評価方法並びに運用及び管理のための要求事項に基づいて、火力発電インフラの質 (QTPI: Quality of Thermal Power Infrastructure)の維持・向上を図ることを目指す発電所運用者に適用し、営業運転期間中の火力発電インフラの質のパフォーマンス並びに、質の高い運用及び管理業務の要求事項に対する達成度の基準及びその成熟度の評価について規定する。 この規格は、電力会社及び独立系発電事業者 (Independent Power Producer)を含む電力事業者、並びに関連するステークホルダーに、組織の規模及び運営の地域を問わず適用可能である。ただし、評価指標の選択及び重要性は、その事業者の特性に依存する。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 営業運転期間における火力発電インフラの質の評価 5 火力発電インフラの運用及び管理の成熟度			一般財団法人日本規格協会
12	JIS	制定		電気エネルギー貯蔵システム 第5-2部 系統に接続される蓄電システムの安全要求事項－電気化学的システム	ELECTRICAL ENERGY STORAGE (EES) SYSTEMS Safety requirements for grid-integrated EES systems－Electrochemical-based systems	この規格は、電気化学的技術を用いた貯蔵サブシステムを有する電力系統に接続される電気エネルギー貯蔵システムについて、主に人体に対する安全性の観点について記述するが、周囲や生物に関する安全性事項も適切な限りにおいて取り扱う。 この安全性規格は、BESSの全ライフサイクル(設計から運用管理終了まで)に適用可能である。 この規格では、IEC TS 62933-5-1に記載されている一般的な安全性考慮事項の範囲を超えた、電気エネルギー貯蔵システム内の電気化学的技術を用いた貯蔵サブシステムの使用に由来する安全性規定を記述している。 この規格は、現在把握されているとおり、サブシステム間の相互作用によって生じる危険源による危害もしくは損傷のリスクを低減することを目的に、“電気化学技術を用いた”電気エネルギー貯蔵システムの“システムとしての”安全性要求事項について記載する。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 BESSの安全性に関する基本的な指針 5 危険源に関する考慮事項 6 BESSのリスク評価 7 リスク削減のために必要な要求事項 8 システムの確認及び試験 9 ガイドラインとマニュアル		IEC 62933-5-2 CDV ELECTRICAL ENERGY STORAGE (EES) SYSTEMS Part 5-2 Safety requirements for grid integrated EES systems－electrochemical based systems	一般社団法人電気学会 一般財団法人日本規格協会
13	JIS	改正	A8312	土工機械－機械安全ラベル－通則 (現行名称: 土工機械－安全標識及び危険表示図記号－通則)	Earth-moving machinery－Machine safety labels－General principles (現行名称: Earth-moving machinery－Safety signs and hazard pictorials－General principles)	この規格は、JIS A 8308に定義された土工機械に、恒久的にはり付ける機械安全ラベルと危険表示図記号のデザイン及び適用のための通則及び要求事項を規定する。この規格は、安全標識の目的の概要を示し、基本的な様式を定め、色彩を指定し、かつ、一つのラベルを構成する各区画を作成する際の指針を示す。	主な改正点は次のとおり。 ・規格名称を変更 ・旧規格の箇条3～8, 11, 12の内容を見直し、箇条4に移動 ・旧規格の箇条9の内容を見直し、箇条5に移動 ・旧規格の箇条10の内容を見直し、箇条6に移動 ・旧規格の箇条13の内容を見直し、箇条7に移動 ・旧規格の箇条14の内容を見直し、箇条8に移動		ISO 9244:2008, Earth-moving machinery－Machine safety labels－General principles ISO 9244:2008/Amendment 1:2016	一般社団法人日本建設機械施工協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和2年5月7日～令和2年6月5日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
14	JIS	改正	A8338	土工機械—物体検知装置及び視界補助装置—性能要求事項及び試験	Earth-moving machinery—Object detection systems and visibility aids—Performance requirements and tests	この規格は、土工機械に使用する物体検知装置(以下、ODSという。)及び視界補助装置(以下、VAという。)の一般要求事項、性能評価方法及び性能試験方法について規定する。この規定には、次の事項を含む。 — 検出区域内の人を含む物体の検知若しくは視界又はこれらの両方 — 運転員、及び、適切であれば、検出区域内の人への視覚及び聴覚警報、又は両方の警告。 — 装置の動作信頼性 — 装置の(使用環境との)両立性及び使用環境仕様 この規格は、JIS A 8308に規定する機械を対象とする。ODS若しくはVA、又はその両方は、例えば、人間工学的な考えから頭部及び上体を頻りに回すのを避けることによって直接視界の有効性が制限される場合には、運転員の直接視界(JIS A 8311参照)若しくは鏡などを用いる間接視界(JIS A 8333の規格群参照)を増大させるために使用するが、さらに、ODS若しくはVA、又はその両方を使用して、物体検知または視界のための追加手段を与えるために使用することができる。	主な改正点としては、次のとおり。 ・規格名称を変更 ・箇条4に次の内容を追加 ・検知装置と視覚補助装置との組合せ評価 ・モニタの位置によって画像の表示が妥当となるような推奨事項 ・運転室内での警報信号の配置 ・カメラ/モニタが複数ある場合の機器の電磁両立性/耐環境性 ・箇条6に後付け機器の場合の追加資料について規定 ・附属書の形式で次を規定 ・サラウンドビューカメラモニタシステム特定の性能要求 ・視覚的障害物検知装置特定の性能要求 ・形態認識による視覚的検知装置の試験手順		ISO 16001:2017, Earth-moving machinery—Object detection systems and visibility aids—Performance requirements and tests	一般社団法人日本建設機械施工協会	一般財団法人日本規格協会
15	JIS	改正	B7994	排ガス中の水銀自動計測器	Continuous analyzer for mercury in flue gas	この規格は、固定発生源排ガス中のガス状水銀濃度を常時監視または2週間程度の短期間の監視を目的として連続的に測定するための自動計測器(以下、計測器という。)について規定する。この規格の測定原理は、排ガス中の金属水銀または水銀化合物を還元剤で還元する方式及び原子吸光分析法に基づくものとする。	主な改正点は、次のとおり。 ・現在のJIS B7994排ガス中の水銀自動計測器は排ガス中の水銀化合物を固体還元剤で還元する乾式還元方式及び原子吸光分析法に基づいて記述されているが、新たに還元剤溶液を用いた湿式還元方式に基づく連続計測器を追加する。 ・上記の追加に伴い、4測定原理 5測定範囲 6計測器の性能 7構成 8性能試験 11取扱説明書 解説などを追加、修正する。 ・全体的に新技術に対応して必要に応じて改正する。			一般社団法人日本電気計測器工業会	一般財団法人日本規格協会
16	JIS	改正	B8822-1	クレーン及び巻上装置—分類及び等級 第1部:一般	Cranes—Classification—Part 1:General	この規格は、主に次の使用条件における基づいて、クレーン及びその機械装置の一般的な等級について規定する。 — クレーンの指定された設計寿命内の間に実行される作業サイクルの総数 — 取り扱われる荷重の相対頻度を表す荷重スペクトル係数 — 平均変位	主な改正点は、次のとおり。 ISO4301-1:2016では、以下の改正があったため、その改正部分についてJISへの適合性を踏っていく。 ①クレーンの使用等級毎に定義する最大運転サイクル数の一部が変更になった。 ②クレーンの負荷等級について、負荷が小さい条件が新規設定された。 ③クレーン全体としての等級群の一部が新規設定された。 ④機械装置としての使用等級は最大使用時間に基づき設定されていたが、クレーン全体としての等級群と同じものを使うように変更になった。		ISO4301-1:2016 Cranes—Classification—Part 1:General	一般社団法人日本クレーン協会	一般財団法人日本規格協会
17	JIS	改正	C2558	中間周波用薄電磁鋼帯	Thin magnetic steel strip for use at medium frequencies	この規格は、呼称厚さ0.05 mm, 0.10 mm, 0.15 mm, 0.20 mm, 0.25 mm, 0.30 mm及び0.35 mmの中間周波用無方向性薄電磁鋼帯(以下、無方向性薄電磁鋼帯という。)、並びに呼称厚さ0.05 mm, 0.10 mm, 0.15 mm及び0.18 mmの中間周波用方向性薄電磁鋼帯(以下、方向性薄電磁鋼帯という。)に対する、一般的要求事項、磁気特性、寸法・形状及びその許容差、その他の材料特性、並びにそれらの検査方法について規定する。 注記1 他の呼称厚さ(すなわち、0.12 mm, 0.18 mm, 0.23 mm及び0.27 mm)の無方向性薄電磁鋼帯は、受渡当事者間の協定による。 この規格は、100 Hz～10 kHzの周波数で使用される磁気回路構成用の、十分に焼なました状態のコイルで供給する無方向性薄電磁鋼帯及び方向性薄電磁鋼帯(以下、単に鋼帯ともいう。)に適用する。 注記2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。 IEC 60404-8-8:2017, Magnetic materials—Part 8-8: Specifications for individual materials—Thin electrical steel strip and sheet for use at medium frequencies (MOD) なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-11に基づき、“修正している”ことを示す。	主な改正点は、次のとおり。 1. (呼称厚さ) — 無方向性電磁鋼帯で0.25mm, 0.30mm, 0.35mm厚を追加。方向性電磁鋼帯では、0.18mm厚を追加する。 2. (表1, 表2) — 呼称板厚の追加に対応して特性表を更新し、新たな表1, 表2とする。材料固有の磁束密度を磁気分極に修正する。 3. (表3～表5) — 呼称板厚の追加に対応して、板厚及び板幅の許容差を規定した表を更新する。 4. (附属書A) — 鋼帯の呼称板厚及び皮膜厚みに対する最小占積率の表である附属書A(参考)を追加。 5. (附属書B) — 周波数700Hz又は1000Hzの鉄損及び磁界強度2500A/m, 10000A/mの磁気分極の表である附属書B(参考)を追加 6. (附属書C) — ケイ素とアルミ成分による密度計算式の附属書C(参考)を追加		IEC 60404-8-8 (Magnetic materials—Part 8-8: Specifications for individual materials—Thin electrical steel strip and sheet for use at medium frequencies)	一般社団法人日本電機工業会	一般財団法人日本規格協会
18	JIS	改正	K6275-1	加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—ガス透過性の求め方—第1部:差圧法	Rubber, vulcanized or thermoplastic—Determination of permeability to gases—Part 1: Differential-pressure methods	この規格は、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの、差圧法によるガス透過性の求め方について規定する。透過したガスの量を測定する方法として、次の3種類がある。 — 圧力センサ法 ガス透過度、ガス透過係数、ガス拡散係数及びガス溶解度係数を求めることができる。 — 簡易圧力センサ法 ガス透過係数を求めることができる。 — ガスクロマトグラフ法 ガス透過度及びガス透過係数を求めることができる。 なお、この規格は、国際ゴム硬さ35 IRHD以上の加硫ゴム及び熱可塑性ゴムに適用する。また、試験ガスについては、単一ガス及びガス混合物の両方に適用する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲 簡易差圧法を追加する。 ・原理 簡易差圧法を追加する。 ・箇条 試験方法として簡易差圧法を追加する。 ・附属書 校正頻度を追加する。		ISO 2782-1:2016, Rubber, vulcanized or thermoplastic—Determination of permeability to gases—Part 1: Differential-pressure methods	一般社団法人日本ゴム工業会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和2年5月7日～令和2年6月5日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
19	JIS	改正	Q55002	アセットマネジメント — マネジメントシステム — JIS Q 55001の適用のための指針	JIS Q 55002 Asset management — Management systems — Guidelines for the application of JIS Q 55001	この規格は、JIS Q 55001の要求事項に従って、アセットマネジメントシステムを適用するための指針を示す。 この規格は、あらゆる種類のアセット並びに、全ての種類及び規模の組織に適用することが可能である。 注記1: この規格は、特に物的アセットのマネジメントに適用することを意図しているが、他のアセットタイプに適用することも可能である。 注記2: この規格は、特定のアセットタイプをマネジメントするための財務、会計又は技術的な指針を示すものではない。しかしながら、附属書FIには、財務と非財務のアセットマネジメントの機能の関係についての情報を示している。 注記3: JIS Q 55000、JIS Q 55001及びこの規格の目的のため、“アセットマネジメントシステム”という用語は、アセットマネジメントのためのマネジメントシステムを表すものとして使用する。	主な改正点は、次の通り。 a) アセットマネジメントシステム全体にわたって箇条横断的に考慮する必要がある6つの主題についての指針を追加する。 b) 組織におけるアセットマネジメントシステムの適用範囲を定めるための指針を追加する。 c) 特に小規模な組織にJIS Q 55001を適用する場合の指針を追加する。 d) JIS Q 55001の要求事項をアセットポートフォリオ、アセットマネジメントシステム、アセットマネジメントに適用する場合の指針を追加する。		ISO 55002: 2018 Asset management — Management systems — Guidelines for the application of ISO 55001	一般社団法人日本アセットマネジメント協会 一般財団法人日本規格協会
20	JIS	改正	S6037	マーキングペン	Marking pens	この規格は、プラスチック製、ガラス製、金属製などの容器の中にインキを含ませた吸収体を入れ、これらに繊維製、プラスチック製などのペン先を取り付けたマーキングペン(以下、マーキングペンという。)について規定する。ただし、水性マーキングペンのうち、筆ペンについては除く。	主な改正点は、次のとおり。 ・2. 引用規格 JIS S6060「筆記具及びマーキング用具 窒息のリスクを軽減するためのキョップ仕様」の規格名の変更。 ・3. 種類 a) 2)「子ども用ただし水性に限る。」の「ただし水性に限る」を削除し子ども用とする。 ・4. 品質 表1. 品質のキャップの安全要件の適用範囲を油性まで拡大し、「キャップの安全要件はJIS S6060の規定による。」とする。 ・6.3 筆記性能 筆記用紙をIOS12757-1(ボールペン)、ISO(ローラーボールペン)に規制する試験紙を追加。 ・6.7 耐水性 筆記後の放置時間を1分後から2時間後に変更。 ・6.12 有害物質 ISO8124-3に合わせ試料1g以上を100mg以上に変更。 ・6.12 e)に混合液の遠心分離の方法と条件を追加。 ・7. 検査方法 マーキングペンの検査は形式検査と受渡検査に区分した。 ・10. 試験報告を削除。			日本筆記具工業会 一般財団法人日本規格協会
21	JIS	改正	X0304	国名コード	Codes for the representation of names of countries	この規格は、現時点での国名の表現をコード形式で要求する全ての応用に利用できることを意図した。さらに、その実現及び保守のための基本的な指針も含む。	主な改正点は、次のとおり。 ・国名コード表のエントリの追加(新規独立国) ・英語国名の変更、日本語国名の変更		ISO 3166-1 Codes for the representation of names of countries and their subdivisions — Part 1: Country codes	一般社団法人情報科学技術協会 一般財団法人日本規格協会
22	JIS	改正	X0307	国際十進分類法(UDC)	Universal Decimal Classification	この規格は、国際十進分類(Universal Decimal Classification, 以下UDCという。)の、以下UDCという。その使い方について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 適用範囲、用語の定義、UDCの構成、標数の付け方、標数の書き方、標数の並べ方については、UDCの基本ルールであり、変更はないが、標数の例示は、検討のうえ最新のものに変更する。 参考 UDCの概略(主分類) 最新のものに改正するとともに、UDCの特色である補助分類表の項目を追加する。			一般社団法人情報科学技術協会 一般財団法人日本規格協会
23	JIS	改正	X7206	拡張可能な事業報告言語(XBRL) 2.1	Extensible Business Reporting Language (XBRL) 2.1	この規格は、拡張可能な事業報告言語(Extensible Business Reporting Language)について規定する。XBRLを規定として採用することは、ソフトウェア会社、プログラマ、情報の作成及び配信を行う仲介業者、並びに利用者による事業報告情報の作成、交換及び比較を促進する。事業報告には、財務諸表、財務情報、非財務情報、総勘定元帳取引、年次報告書及び四半期報告書といった監督機関への書類提出を含むが、これらに限定しない。 この規格は、事業報告の作成、交換及び比較作業で利用する情報の表現に利用可能なXML要素及びXML属性を定義する。XBRLは、XBRLインスタンスで用いるXML要素及びXML属性から構成する核言語であるだけでなく、XBRLインスタンスから参照する新たな要素及び要素から構成するタクソノミを定義し、かつ、それらのXBRLインスタンスに含む要素の内容間の制約を表すために用いる言語でもある。	主な改正点は、次のとおり。 ①数値の精度および有効桁数の種類(4.6.6, 4.10, 5.2.5.2) ユーザの利用状況にあわせて、説明を精度(precision)ベースから少数位の桁数(decimals)ベースに変更 ②数値の丸め方式の種類(4.6.7.1, 4.6.7.2) 数値の小数点以下の丸めの定義を四捨五入からIEEE標準に変更			一般社団法人XBRL Japan 一般財団法人日本規格協会
24	JIS	改正	Z8000-10	量及び単位—第10部:原子物理学及び核物理学	Quantities and units —Part 10: Atomic and nuclear physics	この規格は、原子物理学及び核物理学で用いる量の名称、記号及び定義、並びに単位記号について規定する。また、この規格は、必要に応じて、換算率についても規定する。	主な改正点は、次のとおり。 a) 規格表の様式変更として、量、単位及び定義の表を同ページ化する。 b) 単位記号の表記方法の統一として、7つのSI単位の次元と指数で表記する方法に統一する。 c) 追加する、量、単位及び定義として、“ラーモア周波数”、“ジャイロ半径”、“線量当量率”及び“粒子放出率”の4量を追加する。 d) 削除する、量、単位及び定義として、規格群の各部間で重複する量の見直しにより、“プランク定数”、“換算プランク定数”、“反応度”等6量を削除する。 e) その他、各序文中の説明文、規格表等、規定する規格の構成の統一を図る。	JIS Z 8000-10:2015	ISO 80000-10: 2019 Quantities and units—Part 10: Atomic and nuclear physics	一般社団法人日本計量振興協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和2年5月7日～令和2年6月5日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
25	JIS	改正	Z8504	暑熱環境—WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく熱ストレスの評価 (現行名称:人間工学—WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境)	Ergonomics of the thermal environment — Assessment of heat stress using the WBGT (wet bulb globe temperature) index (現行名称: Hot environments— Estimation of the heat stress on working man, based on the WBGT-index(wet bulb globe temperature))	この規格は、人が曝露される熱ストレスを評価し、熱ストレスの有無を確立するためのスクリーニング方法を規定する。 この規格は、労働日(8時間まで)にわたる全曝露中の暑熱の影響の評価に適用される。 この規格は、非常に短い暑熱曝露には適用されない。 この規格は、屋内及び屋外の職場環境の評価、ならびに他の種類の環境の評価にも適用され、作業に耐えられる男性及び女性の成人に適用される。	主な改正点は下記のとおり。 ・実効WBGT(WBGT _{eff})という概念の追加 ・衣服の効果の大幅な追加 ・自然湿球温度の予測方法ならびに黒球サイズ変換に関する補正式の追加(附属書) ・付属書B(WBGTの基準値を示す曲線及び熱順化の方法)の削除 ・WBGT値基準値表の変更(気流の有り無しの区分の削除) ・黒球測定位置の3点計測が廃止、腹部1点に変更		ISO 7243:2017, ERGONOMICS OF THE THERMAL ENVIRONMENT — ASSESSMENT OF HEAT STRESS USING THE WBGT (WET BULB GLOBE TEMPERATURE) INDEX	一般社団法人 人間工学会 一般財団法人 日本規格協会